

～令和7年度 幼稚園預かり保育の利用案内～

1 実施内容

実施日	利用区分	利用時間	利用料 (日額)	おやつ代 (日額)	実施場所
幼稚園開園日	早朝利用	7:45 ~ 8:15	100円	—	所属する幼稚園
	通常利用	11:50 ~ 17:00	250円	50円	
		14:00 ~ 17:00			
	延長利用	17:00 ~ 18:00	100円	—	
一時利用	11:50 ~ 17:00 14:00 ~ 17:00	250円	50円		
長期休業日	早朝利用	7:45 ~ 8:15	100円	—	所属する幼稚園 ※
	通常利用	8:15 ~ 17:00	250円	50円	
		17:00 ~ 18:00			
	一時利用	8:15 ~ 17:00	250円	50円	

※ 利用が少人数の場合は、他の幼稚園と合同で預かり保育を実施する場合があります。

2 利用区分

利用区分	説明	利用日数
通常利用 (早朝・延長利用を含む)	保護者の就労、妊娠・出産又は疾病・障害等の理由により、家庭での保育が断続的に困難となり、保育が必要となる在園児	理由に応じて必要な日数
一時利用	保護者の傷病又は行事への参加等の理由により、家庭での保育が緊急又は一時的に困難となり、保育が必要となる在園児	週3日程度、 月12日以内

3 持ち物

- お弁当と水筒（お茶）〈通常利用又は一時利用で、給食のない日と長期休業日の利用日〉
- ハンカチ
- ティッシュ
- 着替え一式〈園で保管〉
- 帽子〈入園式まで 在園児：前年度に使用していたもの、入園児：家庭で使用しているもの〉
〈入園式の翌日以降 全員クラス帽子を着用〉
- 上履き ※
- 歯ブラシとコップ〈袋に入れて〉※園で使用する（予定の）もの
- 通園カバンと通園バッグ ※園で使用する（予定の）もの



4 服装

- 長期休業日：動きやすい服装
- 幼稚園開園日：通園時の服装

5 預かり保育を実施しない日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、振替休業日、臨時休業日（警報発令時など）

6 利用料・おやつ代のお支払い

利用料・おやつ代は、月ごとにまとめて、利用の翌月15日（15日が土・日・祝日の場合は、直前の平日）までに幼稚園へお支払いください。ただし、3月分については、4月5日までにお支払いください。

7 各種届出

(1) 利用の申請

- 利用の予定がある場合は、速やかに在籍する（予定の）幼稚園へ申請してください。なお、年度ごとに申請が必要です。
- 申請は、預かり保育を利用しようとする前月の15日（15日が土・日・祝日の場合は、直前の平日）までに「利用申請書」と「家庭状況申立書（一時利用の場合は不要）」を幼稚園へ提出してください（15日に間に合わない場合は、利用日の2日前までに）。
- **令和7年4月から利用希望の場合、令和7年3月14日（金）までに**幼稚園へ申請してください。

(2) 無償化の申請

- 保育の必要性があり、一定の要件（下表参照）を満たす場合は、申請のうえ、事前に認定を受けることで利用料が無償になります。なお、年度ごとに申請が必要です。
- 第3子以降は、要件に該当しない場合でも、保育の必要性があれば利用料が無償になります。
- 申請は、預かり保育を利用しようとする前月の15日（15日が土・日・祝日の場合は、直前の平日）までに「認定申請書」と「保育を必要とすることを証明する書類（下表参照）」を幼稚園へ提出してください。
- **令和7年4月から無償化希望の場合、令和7年3月14日（金）までに**幼稚園へ申請してください。

無償化の要件（保育を必要とする理由）	保育を必要とすることを証明する書類
① 居宅外で就労されている方（予定を含む）	就労証明書（就労内定の場合はその証明を受けて下さい） 《基準》1カ月48時間（1日4時間×週3日×4週）以上の就労
② 自営（自宅外自営、親族経営等の自営を含む）の場合	就労証明書及び直近の確定申告書の写し等 《基準》1カ月48時間（1日4時間×週3日×4週）以上の就労
③ 内職の場合	就労証明書（事業所の証明が必要になります）
④ 出産前後の方（出産予定日の8週前の属する月の初日から産後8週間後の属する月の末日までに限る）	母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）
⑤ 保護者が学校に在学中の方	就学申告書及び在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）、時間割
⑥ 保護者が病気、ケガで療養中の方	診断書等（保育が困難である身体の状態について記載が必要）
⑦ 保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方… 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
⑧ 保護者が介護・看護をしている方	介護・看護状況申告書、介護が必要であることがわかる書類（診断書、介護保険被保険者証の写し等）
⑨ 保護者が求職中の方	求職活動申告書 ※利用後3か月以内に就労証明書を提出

(3) 利用の予約

- 利用の予約は、預かり保育を利用しようとする前月の15日（15日が土・日・祝日の場合は、直前の平日）までに「利用予約票」を幼稚園へ提出してください。
- 利用の予約を取り消す場合は、早めに（利用予定の日の前日午後4時までに）幼稚園へお申し出ください。

【お問合せ先】 浅口市教育委員会事務局 保育未来課 0865-44-7011